

## 定款変更案

---

(総会の議決)

### 第27条

3 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、前項の規定に基づく表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。

(理事会の議決)

### 第35条

3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、前項の規定に基づく表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。

## 附則

7 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	0円
	協賛会員 (個人・団体)	0円
(2) 年会費	正会員 (個人)	1,000円
	協賛会員 (個人・団体)	60,000円